

## 令和3年神奈川県議会第2回定例会 防災警察常任委員会

令和3年6月20日

佐々木(正)委員

先ほど来の質疑も聞いて、確認のために質問します。

まず、まん延防止等重点措置の中で、飲食店の営業時間については政府の措置で20時までの時短要請の継続が決まっている中で、酒類の提供については一定の条件を満たせば19時まで可能ということです。簡単に言うと、それ以外については各県の知事、当県の知事に委ねられるという、さらに制限もつけています。簡潔にはそういうことだと思います。ですから、神奈川県が様々決めたことは、それにのっとって行っているから問題ないとは思います。90分の根拠なんでもともとなくて、神奈川県医療危機対策統括官も医学的にもないと言っているし、大体1時間では短いし、90分ぐらいかという感じで多分決めたと思いますが、それでよろしいですか。

くらし安全防災局企画調整担当課長

本部会議の場で、知事のほうからそのような答弁をしています。

佐々木(正)委員

決めるしかないから、それでいいと思います。

ただ、一点、先ほどの議論でどうなのかと思ったのは、現実的な話をされていることと、感染症対策とが少し離れているというか、別なことがあると思っています。そのバランスが大事だというのはすごく分かるのですが、要するに千葉県、埼玉県、特に千葉県が1グループ2人までとして進めているし、あと、埼玉県は、1人か同居世帯家族グループということですね。神奈川県は、同居世帯グループではなくて4人となっているので、家族で飲みにいく人よりは、友だちや会社の同僚などの人たちと飲みに行くほうが多いからと、現実的な話をしているのだと分ります。しかしながら、埼玉県の1人か同居家族グループと限定していることは、ある一定の狙いがあると思います。それをよく分かった上で、情報もありながら神奈川県は4人にしたのですが、1人か同居家族のグループに限定しているということは、クラスターを恐れていると考えられます。例えば4人で飲んだときに、別世帯の4人が飲んでいてもし感染してしまったら、家に帰ったらそれぞれ4つの家族が感染してしまうのです。でも、埼玉県においては、同居家族と一応は抑止力を示していることに対しては、埼玉県の考え方があるし、神奈川県の考え方があるということで、クラスターを防ぐという角度では、神奈川県としてはどう考えているのか、その辺りを最初にお聞かせください。

くらし安全防災局長

クラスターを発生させないという観点でお酒を飲みに行くのであれば1人、あるいは普段から同じ家の中にいる同居家族というのは、十分筋が立っていると思います。本県が4人以内としたのは、国の考え方のとどけということと、現実的な人の行動を分析したところです。クラスターを発生させないためであれば、本来であれば酒の提供を停止することが一番妥当だと、恐らく医療の専門家は言うかと思いますが、それはこれまでの事業者の心情、それと感染

防止のバランスをぎりぎり整理をした上で、ある意味、えいやーで、ここでいこうと本部会議で決定したということです。

佐々木(正)委員

少し意地悪な質問をしてしまったかもしれないですが、とにかく決めることはいいですし、決めなければ駄目だから、それでいいです。しかしながら、やはり埼玉県には埼玉県の考え方があるということで、クラスターを防止するという部分においては、4人までというのがぎりぎりというのは、何がぎりぎりなのかよく分からぬ。5人でいいのか、3人でいいのか、えいやーだという話に最終的になってしまいますので。ただ、クラスターということを考えると、埼玉県の例というのは抑止力になっているのではないかと思います。その辺りを踏まえて、知事が決めるのは自由ですから、えいやーで行ったということで、しようがないのではないかと思います。

もう一つは、局長もおっしゃっていましたが、例えば8人で来た場合、2つに分かれれば4人ではないか、4人で来て2人ずつ分かれれば、東京都だって、それはなかなかしばれない。極端に言えば、家族だと言ったって、40代の男の人4人で来て家族だと言ったとして、兄弟かも分からぬし、親類かも分からぬし。分からぬといえば、確かにそうですが、これもえいやーで決めなければならないことですが、お店の形態や広さ、平米、換気の状況など、様々投資している、要するに換気の状況も投資している部屋の造りの割り方も、間仕切りについても様々だと思うのです。ですから、グループで分かれても、仕切りがくつついていて、中にはグループといってテーブルの中で、どこかのお店なんかは相席みたいにしていて、二つずつ分けてということがあったら、そちらのほうが感染を考えたら厳しいと思います。ある程度決めなければならぬのですが、そういう環境のほうが大事ではないでしょうか。相席になっていても、アクリル板があって、奥に2人ずつ、カップルで2人ずつでも1組グループずつで、距離感というのは条件ではないわけですから、その辺りについてどう考えているのですか。

防災部長

人数も含めて、委員おっしゃるとおり、考え方としてはいろいろな組合せというか、抜け道といつてしまふとよくありませんが、そういったものがあろうかと思います。そういう中で我々4人という基準、90分という基準等を設けて、あと、感染防止という観点でいけば、我々訪問事業等も行っている中で感染防止対策をしっかりと取っていただくというところを確認しながら、そういう対応を進めていきたいと考えています。

佐々木(正)委員

それから、前回の本委員会で店舗訪問の件を質問して、休業している店舗をどうするのか伺ったところ、店舗訪問できなかつたところは再度訪問すると聞いていますが、状況について伺います。

危機管理防災課長

休業店舗は、かなり多数に及んでいて、令和3年5月末時点にはデータを取りましたが、5月31日までに3万623件回れたところです。そのうち中に入つて確認できたのが1万2,727件で、残りの1万7,896件は、多忙によって入店

を断られたものと、休業か閉業か見分けがつかないけれどもお店が閉まっていた、あとは営業時間外だったなどというところです。明日から酒の提供ができるとなると、今休業しているところが一斉に開かれることが予想されますので、今後7月あたりから、今も鋭意回っていますが、また少し人員を増員して訪問事業を続けて、措置期間内の訪問事業を完了させる予定で進めています。

佐々木(正)委員

非常に大変な中ですが、県民に寄り添った対応をしていただきたいというのがあります。

それから、県民の声を店舗の訪問に反映することも大事だと思っていますが、そうした声を訪問に反映した例があるのか、伺います。

危機管理防災課長

訪問事業に関しては、訪問当初、いろいろな入店時トラブル等が結構あります、まず、そういうところを即事業者に連絡して、フィードバックして、スタッフのレベルを上げるようにやり取りを続けてきました。この期間の間にだんだん訪問スキルも上がってきましたので、件数もある一定程度回れるようになってきました。この事業の目的としてはかなりうまく進んでいるだろうと考えています。県民の声ということになりますと、いろいろな声があると思いますが、今は事業者に直接かかわることだけを即座に伝達することによって対応している状況です。

佐々木(正)委員

酒類の提供については、なかなかエビデンスがなく、ただ、酒類を提供しないことによって何が変わったかというと、お客様が全然来なくなつたという、それが一番の目的だったのだろうかと思っていますけどね。酒を飲むこと自体が悪いとかいいとか、そのことで何か急に体が暖まって、ウイルスがばーっと発散している、そんなことの根拠ではなくて、酒類提供がないから、飲みに行かなかつたというのが、一番正直な現場の声ですよね。酒類提供をしなくなつた瞬間に常連も来なくなつたというのが実態として私も聞いた話です。そのエビデンスはもちろんなのですが、そういった酒類提供停止の理由がないと、なかなか県の要請に応えてくれないのでないかと思うのです。そういう意見が県民から寄せられてきているのか、また、ある場合は、どのように説明しているのか、根拠がないという前提で聞いてしまうのもよくありませんが、要するにもう耐えられないということを先ほどから言っているわけで、感染症対策と経営経済の折り合いというか、そこで判断はしているのでしょうか、酒類の提供停止については根拠がないのですよね。それについて、どう表現をしているのですが。

くらし安全防災局長

酒類を提供することで感染の拡大が高まるであろうという想定というのは、散々言われています。それは、話声が大きくなり、マスクも外しがちになり、大きな声を交わすことによって飛沫が飛ぶからであります、酒を提供したことによって感染が広まったという科学的・医学的エビデンスがあるのかについては、私はないと感じています。エビデンスを求めたいがゆえに、酒を提供することによるリスクをきちんと示していただきたいと全国知事会から国へも要

請をしてきました。

今回酒の提供を一部緩和することになります。そうしますと、そのほかの条件は全く変えていませんので、今まで措置区域で酒を停止していた本県が、その緩和によって感染状況がどうなるのか、今までと変わらなければ、結果的に酒を解禁したことによっての感染というのは因果関係がなかったのではないかという結論に落ち着くかもしれませんし、酒を緩和したことによって急拡大が生じれば、ほかの条件は一定しているのであれば、ひょっとしたらお酒を解禁したことによる原因があるのではないかと、そういうことも今後検証できる状況にはあろうかと思います。

ただ、まん延防止等重点措置を取って酒の提供停止をしたからこそ、神奈川県が他県のように急拡大がなかったのではないかと、一般的には言えるのではないかということは専門家から言えますが、直接的な因果関係というのを、委員指摘のとおり、誰も証明できていないというのが現実だろうと思っています。

佐々木(正)委員

先ほど関西の話も副知事がされていたと思いましたが、でも、千葉県と埼玉県に比べて、神奈川県は下げ止まりが高止まりになっているということですね。局長がおっしゃったように結果論であって、その結果がどうなるのかを見極める、データとして見るというのは、学者だったらそういうことを言えると思いますが、もしそれが関係なかったら、では酒類の提供停止したのは何だったのだと、逆に言えば、文句を言われる、責められるわけですね。経営者側の方々からすれば死活問題であり、何だったのだと、逆に言われかねないという、そういうこともあるので、それについての対応というのは、考えているのですか。

くらし安全防災局長

昨年、我が国が初めて緊急事態宣言になったときには、パチンコ屋がターゲットになり、全国的にパチンコ屋、本県もそうでしたが、行政命令まで行ったところです。振り返ってみると、パチンコ店は換気も一生懸命行っていて、飛沫が飛び交うような会話もないということで、結果的に見れば、あのときパチンコ屋を制限するということが妥当だったのかは、今になって何となく結論が見えてきている状況です。

私どもは、国の分科会が飲食の場が急所にあるという言葉を信じて、国の対処方針で飲食の場は急所だから酒を8時までに時短要請するのだという、法定受託事務ですので、国の考え方従って行ってきました。感染症の専門家から言わせると、感染症というのはピークを打てば必ず減少が起きると、これは自然減の部分もあるということあります。ですから、措置が効いて減少したのか、それともこういった感染症の宿命として必ずサインカーブ、コサインカーブのように波を打つわけですので、その波なのか、これはなかなか検証が難しい。私どもはそういう医学的なエビデンスというのは十分得られていない中で、初めての感染症を経験するときに、そのときそのときのベストの対策を行ってまいりました。

昨年5月は、パチンコ店などを調査し命令をかけることが、私どもはベストだと信じて対応してきましたが、結果的に振り返ってみると、それが果たして

妥当だったのかは、今になって分かることです。今回半年近く飲食をターゲットとして対策を打ってきた、それが本当に妥当だったかは、恐らくしばらく後に検証されることであろうと思っています。

私どもは、国の分科会の提案を信じてこれまで行ってきておりますし、行政としてはそういった一つの道しるべに乗って近隣県と連携してやっていくしか、今の感染症対策というのはすべがない、そういう状況かと存じます。

佐々木(正)委員

パンデミックというのは経験したことがないことありますので、様々な手を使って感染症対策を行っていく中で、私はそのこと自体を否定はしていないし、また、行ってきたことは正しかったと思うしかないし、そういうことを含めて、自信を持って行っていただきたいと思います。しかし、そういう意味からして、様々今後の教訓として残して、何年後か分かりませんが、10年後、20年後、来年かもしれない、100年後かもしれない、しっかり残していくことが大事だと思っていますので、よろしくお願ひします。

最後に、営業時間の短縮に係る命令について、例えばあのお店は営業しているのに自分の店舗だけ命令されたという不公平感から、県の指導に今後従わないという意見が出てきてもおかしくないということですが、そういったことはないのか、また、今後そういう意見についてどう対応していくのか、伺います。

くらし安全防災局企画調整担当課長

委員がおっしゃったような、自分の店舗には命令が来た、でも、実は名前は明かせないがあの店舗が開いているということは、弁明書の中でも訴えている業者があります。私どもとしては、命令をするところについては、そこを集中して悉皆調査をした上で行っているというのが現状です。職員、人が行うものなので見抜けないところがあったりするのかもしれません、少なくとも命令をしている店舗の周辺エリアについては、すべからく悉皆調査しています。開いていた店舗については要請をして、1回目の要請で見抜けなくても、2回目に行ったときにその店舗を再度確認します。その店舗に行ったときに、また新しく開けているところがありますから、それはまた時期を変えて、また第2段階という形で繰り返し行ってきたという状況です。ただ、能力に限界があるので、少し都心部から離れたところなど、余り繁華街的ではない駅周辺のエリアに、なかなか行きつけないという現状もあるというのが事実です。

佐々木(正)委員

最後に要望します。いたちごっこみたいになってしまってもおかしいのですよね。要は、事業者に寄り添っていくという姿勢を、多くの事業者に感じ取ってもらうという行動が大事なのではないかと私は思うのですね。多少そういう方がいても、本当にケアをしっかり行って寄り添って考えててくれていると、感染症対策と経営の両方を考えて行ってくれているのだということを、感じ取っていただけるような努力をし続けることが、私は大事だと思います。不公平感があると、県全体の事業に対する協力を得にくくなると思いますので、今言った寄り添う姿勢を前面に出しながら事業を展開していく、長期にわたっている中でも今後も協力を得ていただければということを最後にお願いして、質問

を終わります。

### くらし安全防災局長

本日の質疑の中で佐々木委員とのやり取りの中で、お酒の提供条件についての4人以内ということに着目した何点かの質疑がありました。これに対しまして若干経過と補足並びにおわびをさせていただきたいと存じます。

まず、この4人以内というのは、先週金曜日の本部会議の決定事項でありまして、当委員会の資料にも決定事項をそのまま4人以内と記載していました。国からの事務連絡では、ここに原則という言葉がかぶっていて、実際に実務を行う、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の実務を行う産業労働局において、その原則の解釈を国に伺っていました。その結果、国から昨日、この原則というのは内閣官房での様々な議論があるが、同居家族や介助者、そういうといった者については4人のたがとは別に扱うことを想定していますという回答がありました。

そこで、産業労働局は本日の委員会に当たって、当初予定していた資料に4人以内または同居家族に限るという国の見解を踏まえて、県民、事業者に分かりやすいように修正をして資料を提出しています。その結果として、当委員会での4人以内という表現と、産業労働常任委員会で提出した1組当たり4人以内または同居家族に限るという表現にそごがありました。

私ども、くらし安全防災局としては、本部会議の決定事項をそのまま報告するのが役割だと考えていました。この間、私ほうにも産業労働局に対して、国からこういう判断が出たという情報は承知していました。今日の質疑の中で、例えば訪問事業の中で5人いた場合に、5人は同居家族ですか、免許証見せてくださいということで、私は同居家族というのは別の枠だということを頭に入れながら答弁していました。そこが十分に表現としてされていなかったということに関して、佐々木委員には誤解を招くような表現によって、本来行うべき質問に対して、1組4人以内ということに着目した質疑の中で同居家族についてもう少し説明していれば、従来と違った観点で質疑いただけたと考えています。

こちらに関して佐々木委員に御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げると同時に、この間の経過、それから両委員会の資料のそごについて大変申し訳ございませんでした。横の情報連携がうまくいっていませんでしたが、そのような形でこの4人以内というものには、同居家族は別であるということを既に確認していますので、県民、事業者の皆様にはその面をしっかりと周知、啓発をしてまいりたいと存じます。

### 佐々木(正)委員

承知しました。ただ、資料に記載されているプラスアルファの同居家族というものが、実際としてはそういう条件になっているわけですから、それを踏まえない、正しい情報を得ない中で質疑をしてしまっているということは事実です。答弁の中でそれは含まれていたと説明を受けても、なかなかそれは理解し

づらいものです。産業労働局の資料とくらし安全防災局の資料とで内容が違ったものを、それぞれの委員がそういうことを踏まえないで質疑をダブるで行ってしまっているということも、重々承知をしていただき、今回のことときつかけに、ぜひ両局で連携を取りながら進めていただきたいことを要望して、了解とします。